

## ビジネス著作権~特に侵害論(模倣の範囲)~の基礎実務

【日 時】2011年 6月2日(木) 13:00~17:00

【会 場】東京・半蔵門 企業研究会セミナールーム \*地下鉄半蔵門駅徒歩2分

【講師】 さくら共同法律事務所 弁護士 荒竹 純 一 氏

【ご略歴】昭和58年3月:慶應義塾大学法学部卒業。昭和61年4月:東京弁護士会に登録。さくら共同法律事務所入所。平成3年4月: さくら共同法律事務所のパートナーとなる。平成6年7月: ニューヨーク市コロンピア大学ロースクールに留学。 平成7年5月: 同大学ロースクールから修士号(LL.M.)を受ける。その後同大学ロースクール大学院に研究生として在籍。 平成8年1月: ニューヨーク市のSKADDEN,ARPS,SLATE,MEAGHER&FLOM法律事務所入所。平成9年1月: 帰国 さくら共同法律事務所にパートナーとして復帰。 【著書】「ビジネス著作権法」(産経新聞出版)、「情報は誰のものか」(共著・青弓社)、「インターネットと著作権」(中央経済社)ほか

【参加料金】 正会員:29,400 円 / 一般:31,500 円

(本体価格 28,000 円) (本体価格 30,000 円) 1 名分(テキスト・資料代含む) 価格は税込料金

【参加要領】 下記申込書に所定事項ご記入の上、下記宛 FAX または E-mail にてお送り下さい。 後日、受講票と請求書をお送り致します。

お申込み後のキャンセルは原則としてお受け致しかねますので、

お申込み者がご出席できない場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。 セミナーに関するお問い合わせについては、弊会ホームページより〔公開セミナー〕

〔よくあるご質問〕をご参照下さい。http://www.bri.or.jp

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局

(担当)鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6F

TEL: 03-5215-3513 FAX: 03-5215-0951

## 申込書

111124 - 1003	6/2 開催	ビジネス著作権~特に侵害論(模倣の範囲)~の基礎実務
会社名		
住 所	〒	
	TEL	FAX
部課		7 V ħ˙ †
役職		お名前
e-mail		
部課		7 V ħ' †
役職		お名前
e-mail		

## ビジネス著作権~特に侵害論(模倣の範囲)~の基礎実務

著作権ビジネスの世界においては、デジタル・ネットワーク化に関する技術の発展が著しく、著作物がデジタ ル化という方法で複製されて多様な形で利用され、また大量の著作物がインターネットを使って広範、かつ容 易に頒布されております。そのため、複製権や自動公衆送信権(送信可能化権)などといった権利の多様化した 働き方を理解することなしにビジネスを遂行することは不可能となっています。ただ、著作物の複製手段や頒 布手段が発展しても、複製の対象となり、頒布の対象となるのは著作物であり、創作される著作物があっての 著作権ビジネスであることは不変です。そして、この関連において、著作権侵害すなわち模倣とされる範囲の 問題は、著作権ビジネスに関与する者にとって、権利の働き方以上に深く理解する必要がある問題であって、 また常に細心の注意を払って対処している問題でもあるはずです。特に、デジタル化との関連においてしばし ば登場する動画や映像、プログラム、データベース、インターフェイスなどの産業的著作物は、その著作物性 と侵害の成否に関し多くの問題を提起しております。ところが、一般的な著作権の教科書においては、権利の 内容等に関しては詳細な解説を行うものの、侵害論や侵害論の前提となる著作物性の議論はおざなりのものと なっており、そのため著作権ビジネスにおいて最も基本的な事項に関する理解が不足するという状況を生み出 しています。また、この侵害論に関しては、近年、損害賠償責任が問われる場合の過失の内容、程度の問題、 さらには差止請求の対象となる侵害者の範囲などについても、多くの問題が提起されています。本講演では、 講演者の著書であり、著作物性及び侵害論に関し判例を網羅しつつ、実務的に解説した「ビジネス著作権法」 (産経新聞出版)をテキストとして使用しながら、上記問題点を個別の論点として検討・理解するのではなく、 これを体系的に理解してもらうことを目的としています。

	-+				
月日	時間	プログラム			
	13:00	1.パッケージ型、ノン・パッケージ型及び集客型の各ビジネスと権利付与の仕組み 著作権ビジネスと権利の働きかた 著作権ビジネスの担い手と著作隣接権の枠組み 2.権利の内容 パッケージ型ビジネスと複製及び譲渡に関する権利			
6		ノン・パッケージ型ビジネスと公衆送信権 集客型ビジネスと上映権等 3.著作物性と侵害の成否 事実、データと保護範囲 創作性の程度と保護範囲			
月	15:00	アイデアと保護範囲 産業的著作物の保護範囲 効率性の追求と創作性 言語、美術、音楽の著作物性と保護範囲			
2	休憩	写真、動画、動映像、映画の著作物性と保護範囲 プログラム、データベース、インターフェイス、図形その他の産業的著作物の 著作物性と保護範囲			
日	15:15	4 . 侵害の成否(損害賠償責任)と過失論 創作者(クリエーター)と過失 . 先行著作物の調査義務 一般の事業会社と過失 . 制作を依頼したデザインが他人の著作物を侵害する場合 出版社及び放送局と過失 . 出版・放送した著作物が他人の著作物を侵害する場合			
(木)		5.侵害者の範囲 利用者層の拡大(職業的利用者から一般大衆へ)と権利の効率的救済の問題 著作物の利用者である一般大衆を相手に訴訟をすることの意義 差止請求の対象は、なぜ直接侵害者に限定されるのか 間接侵害者に対し間接侵害行為の差止を請求することの可否 判例 ファイルローグ事件 ヒットワン事件 録画ネット事件 選撮見録事件 MYUTA事件			
	17:00	まねきTV事件、ロクラク 事件、土地宝典事件など さくら共同法律事務所 弁護士 荒 竹 純 一 氏			